

第12号議案

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第17条第1項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。